

【追加募集】平成 30 年度前期（第 8 期）官民協働海外留学支援制度 ～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～学内申請手順案内

日本学生支援機構より、官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～に関する案内がありましたので、学内募集を開始します。添付の「平成 30 年度前期（第 8 期）官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～募集要項」で応募資格・注意事項等を確認の上、応募してください。

【応募書類の取得について】

応募に必要な様式の一部は、トビタテの公式ホームページでも確認できますが、学内様式もありますので、以下の URL から取得してください。

書類掲載 URL : <http://www-isc.ge.kanazawa-u.ac.jp/jp/send/index.html>

【応募方法・応募締切】

【締切】 **平成 29 年 10 月 12 日（木）13 時（締切厳守）** ※追加募集の申請者については、事務的チェックのみ実施します。

ステップ 1. 申請資格確認データの提出（①申請資格チェックリスト、②所得関係書類）

提出先：studyabroad@adm.kanazawa-u.ac.jp

※メールの件名を「トビタテ留学 JAPAN:名前」にして、メール本文にも名前を記載してください。

ステップ 2. オンライン申請（③留学計画書、④自由記述又は推薦書・補足資料、⑤受入許可書等）

オンライン申請は、以下の URL からアカウントを作成後、入力することができます

<https://tobitate.force.com/student/StudentSelfRegFlowConfirm>

オンライン申請に必要な金沢大学のキーコードは、**「133010」**になります。

提出方法	ステップ 1. データで提出	ステップ 2. オンライン申請
① エクセルファイル 「平成 30 年度前期（第 8 期）官民協働海外留学支援制度申請資格等チェックリスト（学内様式）」	○	×
② PDF 又は画像データ （現在日本学生支援機構第一種、第二種奨学金を受給していない学生のみ）所得に関する書類の写し※1	○	×
③ オンライン申請 「平成 30 年度前期（第 8 期）官民協働海外留学支援制度留学計画書」	×	○
④ オンライン申請時に添付 ・未来テクノロジー人材枠以外の応募者「自由記述欄（A4 タテ 2 枚以内）」 ・未来テクノロジー人材枠への応募者は、「推薦状・及びその他補足資料」※2	×	○
⑤ オンライン申請時に添付 「留学先機関の受入許可書等、留学計画の実現性を証明できる文書等の写し」※3	×	○

※1 現在日本学生支援機構第一種、第二種奨学金を受給していない学生のみ提出してください。

※2 未来テクノロジー人材枠への応募者は、未来テクノロジー領域における実績・スキルが審査されます。
推薦書は、応募者の専門性、留学先での学習活動、人物像をよく知る先生に依頼をしてください。加えて、指定分野における実績をアピールできる材料があれば、写真、画像、表彰等を推薦書と共に添付してください。

※3 受入機関との接触状況を証明する書類等の提出は、必須ではありません。ただし、留学先機関の受入れ許可証等や既に留学先機関と接触が始まっていることがわかるメール文等、留学計画の実現性を高めることを証明できる文書の写しがある場合は、加点対象となるため可能な限り、提出してください。

また、日本語以外の言語で記載されている場合は、機関名や受入れ期間等、受入れ許可に係る部分に日本語の訳文をつけてください。

【家計基準・所得関係書類について】

- 日本学生支援機構の第二種奨学金の家計基準を満たす学生は、「大学全国コース」、満たさない学生は、「大学オープンコース」応募することになり、支給月額や募集人数が異なります。
「大学全国コース」…支給月額12万円又は16万円、全体450人募集
「大学オープンコース」…支給月額一律6万円、全体50人募集
- 家計基準要件確認資料は、**平成30年4月1日時点の学籍身分（見込）**で確認する必要があります。
（例）現在大学4年、留学時は修士1年の場合は、学内様式チェックリスト内にある【大学院】の家計基準のフォームに記載すること。大学院に進むか、大学に継続して在籍するかについてあいまいな場合は、学内様式チェックリスト内にある【大学】と【大学院】の両方のフォームに記載してください。

⇒留学時の学籍身分が、大学の場合（学域生）

- **家計支持者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の収入**が選考の対象です。
所得に関する書類の写しは、以下のものを提出してください。
（家計支持者が2名いる場合は、2名分の書類を提出してください）
【給与所得者の場合】：**平成28年分**の源泉徴収票の写し
【給与所得以外の場合】：**平成28年分**の確定申告書（第一表と第二表）（控え）の写し
（税務署の受付印があるもの）
※税務署の受付印がないものは、加えて市区町村役場発行の「所得証明」（有料）が必要。
※確定申告を電子申告により行った場合は、申告内容確認表の写しを提出してください。

⇒留学時の学籍身分が、大学院の場合（修士・博士）

- **本人の収入（定職、アルバイト、父母等からの給付、奨学金、その他の収入により本人が1年間に得た金額）と配偶者の定職収入の金額の合計額**が、選考の対象です。
- 所得に関する書類の写しは、以下のものを提出してください。
【定職収入がある場合】
給与所得者の場合：**平成28年分**の源泉徴収票の写し、
給与所得以外の場合：**平成28年分**の確定申告書（第一表と第二表）（控え）の写し
（税務署の受付印があるもの）
※税務署の受付印がないものは、加えて市区町村役場発行の「所得証明」（有料）が必要。
※確定申告を電子申告により行った場合は、申告内容確認表の写しを提出してください。
【アルバイト収入の場合】
アルバイト先の収入証明：**平成28年分**源泉徴収票の写し、
※源泉徴収票がない場合、平成28年10月～12月（3カ月分）の給与明細の写し、
※源泉徴収票も給与明細もない場合、平成28年10月～12月（3カ月分）の給与振込がわかる通帳の写し、
【父母等からの給付（仕送り）がある】
※「家計基準判定資料（父母からの仕送りありの場合）」に父母等が金額を記入し、父母等の署名・押印の上、写し提出
【奨学金を受けている場合】
奨学生採用決定通知、奨学金受給額を証明する書類の写し

【トビタテアワー（相談会）】

事務担当による窓口相談随時行っています。事前に「○月○日○時頃に相談したい」とメールいただくと助かります。

【その他情報】

官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～

ホームページ：<http://tobitate.mext.go.jp/index.html>

説明動画：<https://www.youtube.com/watch?v=hxWJeTrhy3g>

よくある質問：https://tobitate.jasso.go.jp/faq_contact/

【本件問合せ先】

国際機構支援室留学企画係 隅田

Tel 264-5242

Email: studyabroad@adm.kanazawa-u.ac.jp